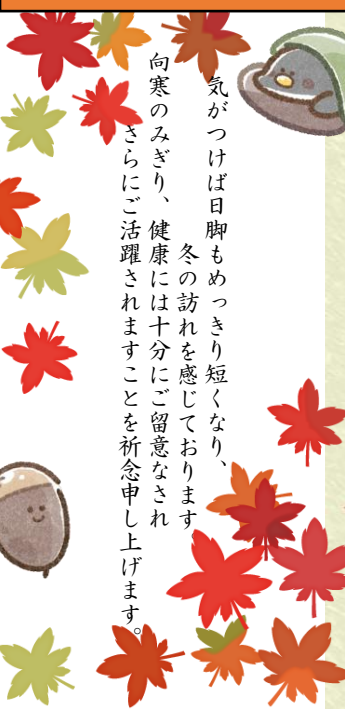




11月の税務



10日(月)

- ・10月分の源泉所得税
- ・住民税特別徴収税額の納付

17日(月)

- ・所得税の予定納税額(第2期)の減額申請

12月1日(月)

- ・8月決算法人の申告と納税
- ・2月決算法人の中間申告と納税
- ・2月、5月、11月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告
- ・9月分社会保険料納付



【年末調整の必要書類】

今回は年末調整に必要な資料をお伝えしたいと思います。

1. 全従業員様の12月支給分までの給与明細
2. 令和8年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(R7年中に入社された方はR7年度分も必要)
3. 給与所得者の保険料控除申告書
4. 給与所得者基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書
5. 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金特別控除申告書
6. 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
7. 個人で加入されている生命保険料・地震保険料などの控除証明書
8. 前職の源泉徴収票(令和6年中に勤め先に変更があった場合)

昨年度との変更点

書類上では特に変更はないですが、扶養親族等の所得要件の改正が行われています。扶養の方の年収を記載する欄があるので、忘れずにご記入をお願いいたします。
☆6、7、8に記載の控除証明書、残高証明書につきましては10月の終わり頃から封書又はハガキの形で順次送付が開始されておりますので、お手元に届きましたら保存していただき、他の書類と一緒にご提出ください。

☆6の資料は、いわゆるローン控除を受けるために必要な書類なのですが、令和6年中にマイホームを購入し居住した方については、年末調整でローン控除を受ける事はできず初年度については確定申告が必要となります。ご注意ください。確定申告をすると次の年からは6の資料が税務署より送付されますので年末調整でローン控除の適用ができるようになります。



令和7年の年末調整の変更点

令和7年(2025年)の年末調整は、税制改正により近年まれに見る大きな変更が行われます。従業員の所得税額や「年収の壁」に直接影響する重要な改正が多いため、正確な理解が不可欠です。主な変更点は、以下の4つに集約されます。

1. 新しい控除「特定親族特別控除」の創設

子育て世帯支援のため、新しい控除が始まります。

- ・対象: 納税者と生計を同じにする**19歳以上23歳未満の親族**(大学生など)がいる場合。

- ・内容: 対象親族の所得に応じて、**最大63万円**が所得から控除されます。

- ・手続き: 年末調整で控除を受けるには、申告書への記入が別途必要になります。

2. 基礎控除・給与所得控除の引き上げ

多くの人の税負担を軽減するため、2つの基礎的な控除が引き上げられます。

- ・基礎控除: 所得の低い層ほど手厚くなり、最大で従来の**48万円から95万円**へと大幅に増額されます(令和7年・8年の時限的措置)。

- ・給与所得控除: 最低額が**55万円から65万円**に引き上げられます。

3. 「年収の壁」の大幅な緩和

上記1, 2の改正により、扶養内で働ける所得の上限(いわゆる「年収の壁」)が大きく変わります。

- ・「103万円の壁」→ 実質「**123万円の壁**」以上に

給与所得控除(65万円)+基礎控除(最低58万円)=123万円

- ・所得の低い世帯では、最大で「**160万円の壁**」(給与所得控除65万円+基礎控除95万円)まで引き上がります。



紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける法人・個人事業主様を募集しております。

紹介して頂いたお客様には、法人様をご紹介して頂ければ50,000円、個人事業主様には30,000円のAmazonギフトカードをプレゼントいたします!

**※紹介先のお客様が顧問契約の場合に限ります。
※詳しくはお問い合わせください。**

Instagramを
スタッフが
毎日更新
しております。
お時間がある時に
是非ご覧に
なってください!

